

令和5年4月から 水道料金 下水道使用料を改定します

照会 上下水道課 ☎0537-1126

新旧料金比較表(2カ月・税込み)

水道料金・下水道使用料は、「基本料金・使用料」と使用した水量に応じて定められる「従量料金・使用料」の合計で算出され、現在と変わらず2カ月に1回検針を行い、2カ月分をまとめて請求します。

◆水道料金表 (2カ月)

用途	メーター口径(mm)	基本水量(m ³)	現行		改定後	
			基本料金(円)	超過料金(円/m ³)	基本料金(円)	従量料金(1m ³ につき)
一般用	13	20	1,980	143.0	2,266	20m ³ を超え50m ³ まで 156.2円 50m ³ を超え100m ³ まで 165円 100m ³ を超え200m ³ まで 174.9円 200m ³ を超える分 187円
	20		2,090	148.5	2,354	
	25			2,794		
	30		2,200	154.0	3,520	
	40		4,862		7,348	
	50		2,310	159.5	13,486	
	75		2,420	165.0	22,154	
船舶給水		0	0	242.0	295円	
臨時				170.5		

標準的な家庭(口径13mm、使用量が2カ月に40m³)の場合

現行料金 4,840円(税込み)
新料金 5,390円(税込み) **2カ月に550円の増**

◆下水道使用料金表 (2カ月)

基本使用量(m ³)	現行		改定後	
	基本料金(円)	超過料金(円/m ³)	基本使用料(円)	従量使用料(1m ³ につき)
20	1,760	88	1,870	20m ³ を超え50m ³ まで 97円 50m ³ を超え100m ³ まで 132円 100m ³ を超え200m ³ まで 151円 200m ³ を超える分 160円

標準的な家庭(口径13mm、使用量が2カ月に40m³)の場合

現行料金 3,520円(税込み)
新料金 3,810円(税込み) **2カ月に290円の増**

◎上記水道料金、下水道使用料の計算方法(口径13mmで、2カ月に40m³使用の場合)

水道料金 2,266円(基本料金) + 20m³(従量分) × 156.2円/m³ = 5,390円

下水道使用料 1,870円(基本料金) + 20m³(従量分) × 97円/m³ = 3,810円

※1円未満の端数は切り捨てとなります。

◆加入金表(水道事業) 税込み

メーター口径(mm)	加入金(円)		メーター口径(mm)	加入金(円)	
	現行	改定後		現行	改定後
13	44,000	44,000	40	132,000	176,000
20	55,000		50	220,000	264,000
25	66,000		75	440,000	451,000
30	88,000	99,000	100	660,000	814,000
用途別	改定前		改定後		
船舶給水	0		0		
臨時	当該口径別加入金の1/2		0		

改定の背景・経緯

水道は、市民の皆さまが生活をする上で欠かすことのできないものであるとともに、市民活動や経済活動を支える最も重要なライフラインです。こうしたことから水道事業は、常に安全・安心な水を安定的に供給していくという責務があります。

下水道は、市民の皆さまが快適で衛生的な生活を送るために欠くことのできないものです。トイレの水洗化などによる生活環境の改善や周辺住環境の向上、河川・水路の水質保全など、幅広い役割を果たしています。

平成16年の旧御前崎町と旧浜岡町の合併時、「負担は低い方に、サービスは高い方に」という方針に基づき、市の一般会計から上下水道事業に毎年繰り入れ(合併時は約9億円、昨年度は4億8000万円)、料金を低く抑えて運営してきました。この繰入金は、ここ数年厳しさを増す一般会計予算の大きな負担となっています。

これまで、職員の削減や料金徴収業務の民間委託、施設の統廃合・効率化など経費削減に努め、一般会計からの繰入金を減額してきました。しかし、人口減少

は年々減少し、上下水道事業においては令和3年度の事業決算で1億4000万円余の赤字となっています。

本来、上下水道事業は公営企業の原則である独立採算制を遵守し、健全な経営を図るべきものです。今後も老朽化する水道管など施設の維持更新、危惧される南海トラフ地震に備えるための施設の耐震化に多額の費用がかかることが予想され、企業努力だけでは収支の改善が見込めない状況となっています。

このため、令和3年4月に設置した学識経験者や企業・市民代表による「上下水道料金等審議会」で適正料金を協議していただきました。この審議会からの答申を踏まえ、経営健全化を図るため、このたび料金改定をさせていただきますことになりました。

市民生活に与える影響を鑑みて、急激に負担が増えないよう今後3年を1期として、水道料金は3期、下水道使用料は2期と段階的に料金改定を実施させていただきます。

厳しい社会経済情勢の中での料金改定となり、市民の皆さまにはご負担をおかけすることになりますが、さらなる経営努力をしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

料金改定の時期

令和5年4月1日から新料金が適用されます。

●令和5年3月31日以前からご使用の場合

次の表のように「偶数月検針のお客さまは6月」、「奇数月検針のお客さまは7月」の検針時から新料金が適用されます。

料金改定 令和5年4月1日

検針月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
偶数月検針	● 検針日	旧料金	● 検針日	新料金	● 検針日	
奇数月検針		● 検針日	旧料金	● 検針日	新料金	● 検針日

●令和5年4月1日以降に使用を開始した場合は、初回検針時から新料金が適用されます。